

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン  
(二十七訂版)

1 趣旨

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、市民等及び本市職員の生命と安心・安全を確保するため、仙台市の事業（※1）及び施設（※2）の取り扱いを示すものである。

なお、国及び宮城県から事業や施設の取り扱いについて指針等が示されるなど状況の変化があった場合には、本ガイドラインも見直しを図るものとする。

2 事業の取り扱い

(1) 本市が主催する事業について

【基本的な考え方】

- ① イベント開催は、「新しい生活様式の定着」を前提とする。
- ② 感染防止策が徹底できないイベントは、中止又は延期を含め、慎重な対応をする。  
開催を要するイベントについては、下記の目安等に準じ、感染防止策を徹底した上で実施する。

<催物開催の目安>

時期	イベントの種類※ア		収容率※イ	人数上限※イ
令和3年 11月25日以降	A	大声での歓声、声援等 が想定されないもの	100%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方
	B	大声での歓声、声援等 が想定されるもの	50%以内	※ウ

※ア 収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保し、大声なしのイベントは人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。なお、大声ありのイベントについて、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断する。

また、飲食を伴う又は飲食が可能であるイベントについては、感染者が飲食した場合の周辺への感染リスクを高める可能性があることから、引き続き、飲食専用エリア以外（例：観客席等）においては自粛を求めることとする。

※イ 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

※ウ 「感染防止安全計画」を策定し、宮城県に内容の確認を受けたものについては、収容定員までを上限とすることを可とする（参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントで「大声なし」が前提。）。

【開催する場合の留意事項】

- ① 飛沫の抑制の徹底
  - ・適切なマスクの正しい着用
  - ・大声を出さないことの周知・徹底
  - ・上記を守らない者がいた場合の措置（個別に注意・退場処分等）
- ② 手洗・手指・施設消毒の徹底
  - ・こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す
  - ・主催者側による施設内の定期的かつこまめな消毒の実施
- ③ 換気の徹底
  - ・法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回5分間以上）の徹底
- ④ 来場者間の密集回避
  - ・入退場時の密集を回避するための措置の実施
  - ・休憩時間や待合場所での密集も回避するための人員配置や導線確保等の体制構築
  - ・大声を伴わない場合には、人と人が触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイ

ベントは前後左右の座席と身体的距離の確保

⑤ 飲食の制限

- ・ 飲食時における感染防止策の徹底
- ・ 食事中以外のマスク着用の推奨
- ・ 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外は自粛
- ・ 自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）

⑥ 出演者等の感染対策

- ・ 有症状者（発熱・風邪等の症状）は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底
- ・ 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する
- ・ 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる

⑦ 参加者の把握・管理等

- ・ チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握
- ・ 入場時の検温、有症状等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止
- ・ 時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

※ 本留意事項については、令和3年11月22日宮城県発出の要請内容中「イベント開催等における必要な感染防止策」のうち、「基本的な感染対策」に拠る。

(2) 本市が共催、後援等を行う事業について

前項に準じた取り扱いを事業の主催者等に対して要請するものとする。

### 3 施設の取り扱い

(1) 施設の運営にあたっては、各施設の特性に対応する「業種別感染拡大予防ガイドライン」等に十分配慮し、適切な感染防止策（アルコール消毒液の設置、注意喚起チラシの掲示、発熱や咳等の呼吸器症状がある人への利用自粛の呼びかけ等）を徹底する。

(2) 市民利用施設の取り扱いについては、原則として以下のとおりとする（別紙参照）。

- ① 本ガイドラインの適用期間中は、施設や利用者の特性、実施可能な感染防止策等を考慮した上で、施設ごとに利用の休止等を判断するものとする。
- ② 休館中の施設においては、既利用予約者に対して、利用の自粛を要請するとともに、やむを得ず利用させる場合には、感染防止策の徹底を要請するものとする。
- ③ 休館中の施設においては、新規の利用予約は受け付けないものとする。ただし、開館に向けて、施設ごとに予約受け付けの再開を判断するものとする。
- ④ 施設利用者に対しては、2(1)に準じた感染防止策を求め、大声を出す等感染リスクが高いと考えられる活動については、特に入念な対策を呼びかけるものとする。

### 4 職員の出張等

(1) 業務上の必要性を精査した上で、出張時期や方法等を検討する。

(2) 出張する場合については、最小限の人数で、混雑時や「3つの密」を徹底的に回避するほか、こまめな手洗い、マスクの着用、身体的距離の確保等感染防止策を徹底すること。

(3) 感染拡大傾向のある地域への出張は慎重に判断すること。

### 5 適用期間

本ガイドライン（二十七訂版）は令和3年11月25日より実施し、当面の間適用する。なお、感染症の発生状況等により、見直すこととする。

※1 「事業」とは、市民等を集客するイベントのことをいう。

※2 「施設」とは、体育館や公園等のイベントの会場となる施設、市民センター等の会議室等を市民等へ貸し出す施設、市民等と密接に接触する窓口等の対応業務を行う施設のことをいう。